

令和7年度（2025年度）

事業計画書



一般社団法人

全国軽自動車協会連合会

令和7年度（2025年度）事業計画書

令和6年度の軽自動車新車販売は、認証問題による出荷停止も影響し、12月までは前年に対し大幅なマイナスとなったものの、第4四半期に大きく反動増となったことで前年度をわずかに上回り、2年度ぶりに対前年プラスとなる162.7万台、対前年比0.1%増となった。

令和7年度の政府経済見通しでは、「総合経済対策の効果が下支えとなって、賃金上昇が物価上昇を上回り、個人消費が増加するとともに、企業の設備投資も堅調な動きが継続するなど、引き続き、民間需要主導の経済成長となることが期待される。」とし、「実質GDP成長率は1.2%程度、名目GDP成長率は2.7%程度、消費者物価（総合）は2.0%程度の上昇率になると見込まれる。」とされている中、令和7年度の軽自動車新車販売においては、魅力的な新型軽自動車の投入や、既存車種の一部改良や特別仕様車の追加などのテコ入れによる市場の活性化を期待したい。

昨年、当連合会では、令和7年度税制改正要望として「軽自動車及び二輪車のユーザーに対する更なる税負担増に反対」を最重点要望とし、中央・地方が一丸となって要望活動を実施した。本年末に議論される令和8年度税制改正では、自動車関係諸税の抜本的な見直しが行われることから、「軽自動車の役割や貢献」に対する関係者の理解をより一層深めるため、理解促進活動及び税制要望活動を実施していく必要がある。

軽自動車は、「日本の原動力」として幅広く活躍しており、コンパクトで使いやすく環境に配慮した経済的な乗り物として日常の足となり、生活を支えるとともに、農業・漁業・小規模商工業などの産業活動を支える毛細血管の役目を果たしている。軽乗用車ユーザーの64%は女性、また43%は60歳以上の方であり、買物・送迎・運搬に加えて通院にも利用されている。また、公共交通機関が利用しにくい地域ほど軽自動車の保有率は高く、地方の移動手段として不可欠な存在となっているほか、都市部では配送や営業活動等で活用され、全国の生活者と地域の経済活動に寄り添うクルマとなっている。このような軽自動車の「役割と貢献」を広く国民に認知していただくことにより、軽自動車の理解促進とその普及に努めていく。

当連合会は、関係の方々のご理解、ご協力をいただきながら、最重点施策及び重点施策を中心に、着実な事業運営に努め、軽自動車の理解促進活動を推進するとともに、組織体制の強化を図ることとする。

さらに、当連合会の基幹事業である不正流通防止対策業務、軽自動車検査情報提供事業等の適正な遂行を図りつつ、業務の効率化、OSS申請対象範囲の拡大やデジタル化への適切な準備・対応を図っていくとともに、軽自動車の検査・届出制度の健全な発展に向けて取り組み、軽自動車・二輪車販売業界の団体としての責任を自覚しながら、より健全なクルマ社会の実現のために努力していくこととする。

○ 最重点施策

- ・ 軽自動車制度・関係税制の維持
- ・ 全軽自協の組織体制の強化
- ・ 情報提供事業収入を確実に維持するための取り組みの推進
- ・ 軽自動車O S S対象範囲拡大への適切な準備・対応
- ・ 流通改善対策の推進

○ 重点施策

- ・ 事務所における軽自動車検査申請等代行業の取り組みと拡大推進
- ・ 小規模事務所支援制度の見直し・活用推進
- ・ 軽自動車理解促進の推進
- ・ 軽自動車の普及促進
- ・ 軽自動車情報提供事業の普及拡大
- ・ 軽自動車の自動車検査証電子化等、デジタル化への適切な準備・対応
- ・ 流通確認業務サービス移行への着実な準備・対応

○ 事業計画

1. 軽自動車の理解促進事業

① 諸統計の公表

軽自動車に関する新車販売台数の統計資料等を整理し、報道発表やホームページへの掲載を通じて公表する。

The image shows a news release from the Japan Light Vehicle Association (全軽自協) and a table of light vehicle sales data for December 2023.

令和6(2024)年 月 軽自動車新車販売速報

令和6(2024)年 月 日
一般社団法人 全国軽自動車協会連合会

全国軽自動車協会連合会(会長: 赤間俊一、略称: 全軽自協)の調べによる
令和6(2024)年 月の軽自動車新車販売台数(新車新規検査台数、トレーラー等
を除くナンバーベース)は、全体で000,000台、前年同月比0.0%増となり、

種別	本月	前月	前月比	前年同月	前年同月比	2023年12月		1月～12月累計		前年同月比	前年	前年比
						2023年12月	2023年12月	2023年12月	1月～12月			
すべて	40176	40280	100.2	40020	99.6	40020	201907	201910	100.0	201.0	201.0	100.0
マイカー	41887	43053	102.8	43077	102.8	43077	201905	201910	100.0	201.0	201.0	100.0
ビジネス	5883	4048	68.8	3460	167.3	4996	198705	17640	11376	110.0	110.0	100.0
2人乗車	1136	1199	105.5	1217	88.3	3739	198705	19244	19439	93.4	93.4	100.0
キャブ	28197	28044	99.5	28497	101.9	40020	201907	201905	200.0	100.0	100.0	100.0
トラック	1872	2046	109.3	2010	74.4	18180	116630	33300	30087	117.3	114.0	100.0
バス	14155	15637	110.5	14333	98.0	38722	201403	189627	177438	106.9	106.9	100.0
合計	2226	2081	93.5	2047	100.7	6367	201907	20111	30487	95.9	117.0	100.0
その他	10	10	100.0	2	170.0	2	2	2	2	100.0	100.0	100.0
合計	13019	13020	100.0	13024	99.9	30242	201403	124498	162013	100.0	100.0	100.0

② 軽自動車普及拡大・理解促進対策

軽自動車の理解促進及び普及拡大のため、一昨年度に制作したMovieを活用し、TVCMやWeb広告などを活用した広報キャンペーンを実施する。



③ 自動車関係諸税の抜本的な見直しへの対応と軽自動車関係税制等の理解促進対策

自動車関係諸税の抜本的な見直しに向け、政治・行政等の動向を注視するとともに、税制改正等の要望書をまとめ要望活動を実施する。また、軽自動車関係税制等の理解促進のため、諸資料を作成し、関係者への理解活動を実施する。



④ 日本自動車工業会による「軽トラ市」支援活動への協力

「軽トラ市」支援活動に対し、開催地域の軽自動車協会とともに協力していく。



2. 軽自動車統計情報提供事業

軽自動車・二輪車の一般統計情報について、市町村別軽自動車車両数や軽自動車新規検査及び軽二輪車届出の各統計を作成し、関係団体等へ提供を行う。

3. 軽自動車検査電子情報の提供事業

軽自動車検査情報の電子的提供の承認情報提供機関として、軽自動車検査情報を提供する。令和7年7月から、流通確認業務システムへの情報提供を開始する。

また、軽自動車検査情報について、依頼のあった統計資料や加工データを提供するとともに、軽自動車検査情報提供の事業収入を確実に維持するため、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証の取得維持や新たな情報提供

事業へ積極的に取り組む。



ISMS 認証取得の JICQA 登録マーク・認定シンボル



ISMS 認証とは、第三者である ISMS 認証機関が、組織の構築した ISMS が ISO/IEC27001 に基づいて適切に運用管理されているかを、利害関係のない公平な立場から審査し証明するものです。

4. 軽自動車の防犯・法令順守促進事業

① 軽自動車所有者承諾書の廃止と流通確認業務サービスへの着実な移行

軽自動車の盗難、詐欺等の流通上の事故の防止を図るため、申請時に軽自動車所有者承諾書及び軽自動車検査証返納確認書による所有者の申請意思の確認を引き続き実施する。

なお、政府が進める押印の廃止に対応するとともに、所有者の押印が必要となっている所有者承諾書（法令上は任意提出）取得に係る申請者等の負担を軽減するため、電子化され所有者名の記載が無い自動車検査証であっても券面記載の二次元コードを読み取ることで、迅速かつ正確に所有者の申請意思の確認を行う流通確認業務サービスが開始される令和7年7月1日をもって、所有者承諾書は廃止する。

当該サービスを利用し、流通の安全性が確保された軽自動車がより一層増えることが、所有権の公証制度が無い軽自動車制度を維持していく上で最も重要であることを、これまで所有者承諾書を利用していた事業者を含めた所有者に丁寧の説明しサービス利用者拡大の理解を得ていく。

② 流通確認業務サービスの適切な運用・管理

流通確認業務サービスが適切に運用されるようシステム構築・運用会社と適切に連携し、確実な流通確認を行う。なお、システム等の見直しが必要となった場合には、迅速かつ適切に対応する。





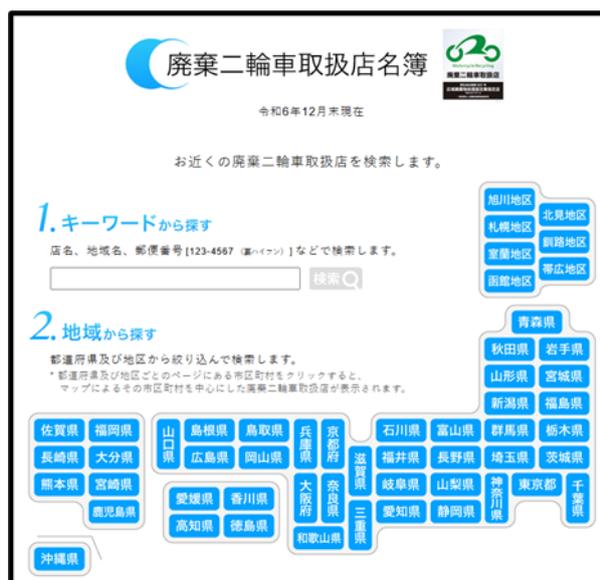
5. 軽自動車・二輪車の安全環境対策事業

- ① 国土交通省等が行う各種運動、協議会への参加・協力を行う。



実施予定の各種運動、協議会のイメージ

- ② ホームページに廃棄二輪車取扱店の情報を掲載し、二輪車リサイクルの普及・周知を図る。



- ③ 軽自動車のリコール情報を使用者に通知するために必要となる軽自動車検査情報を軽四輪メーカーに、検査対象外軽自動車届出情報を軽二輪メーカーに提供する。

6. 軽自動車流通改善関係事業

- ① 軽自動車届出の平準化

会員傘下ディーラーの新車新規検査申請において、毎月の月上旬（10日以前）・中旬（11日～20日）及び下旬（21日以降）の申請件数比率を2：3：5、月末4日間の同申請件数を月間件数の40%以下にすることを目標とし、会員に対し

協力を要請する。

② 軽自動車届出の適正化

毎月、「軽自動車流通改善統計月報」を作成し、会員等に送付し流通改善指標（自社登録等）の達成状況の共有を図る。

③ 消費者に対する取引の適正化を推進するため、自動車公正取引協議会と連携し公正競争規約の運用状況などの情報交換を行う。



「支払総額表示」に関する自動車公正取引協議会のパンフレット

7. 軽自動車検査関係支援協力事業

軽自動車検査の申請窓口業務及び軽自動車検査手数料の収納業務への協力

軽自動車検査協会の窓口における検査申請手続きの円滑化、迅速な業務処理に協力するため、軽自動車検査協会との委託契約に基づき申請書整備確認及びOCR投入業務、自動車検査証返納等の業務並びに手数料収納事務を実施する。

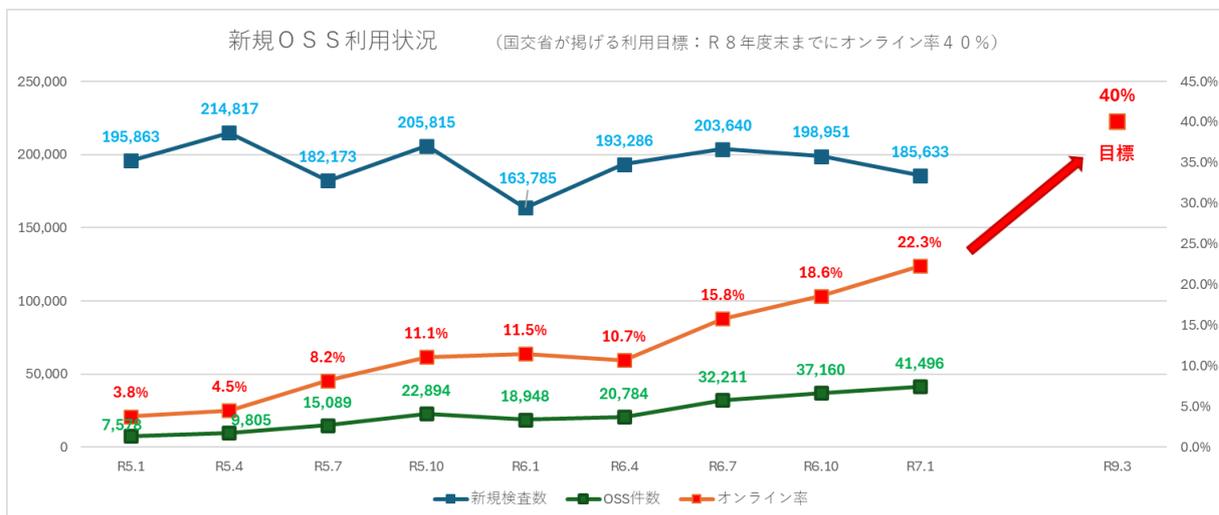


8. 軽自動車申請関係受託事業

軽自動車税の徴税関連業務、重量税印紙売り捌き、車両番号標取扱い等の業務を事務所ごとに受託し実施する。

9. 軽自動車の自動車検査証電子化等、デジタル化への適切な準備・対応及び検査申請等代行事業の拡大推進

- ① 自動車検査証の電子化を踏まえた軽自動車届出手続等のデジタル化の取組促進、申請者や関係事業者の利便性の向上及び軽OSS申請の更なる利用促進を図る。



- ② 検査手数料等のキャッシュレス化等のデジタル化について、軽自動車検査協会と密接な連携、情報収集及び対応を行う。

10. 軽自動車用紙関係事業

流通確認業務のシステム化（令和7年7月1日）後、軽自動車所有者承諾書は廃止するため、不要となる承諾書の買い戻し等を適切に実施する。

なお、システム運用開始までは現行の軽自動車所有者承諾書による流通確認業務を実施するため、承諾書の在庫管理を厳密に行い、不要となる承諾書の数が少なくなるよう努力する。



所有者承諾書

11. 組織運営改善対策

- ① 会報の発行

「軽自動車情報」を月刊誌として発行を継続する。

- ② 賞勲業務の実施

賞勲の対象者に表彰等を実施する。

③ 小規模事務所支援制度の見直し

小規模事務所支援制度については、第三会費の範囲内で支援できる内容の見直しを検討する。

④ 福利厚生制度の適切な運用及び拡充の検討

慶弔規程や福利厚生事業を適切に運用するとともに、その他の福利厚生制度の拡充を検討する。

⑤ 事業継続可否確認のためのシステム（ANP I C）の適切な運用

震災等の災害時に速やかに職員の安否が確認できるよう導入した安否確認システムを適切に運用し、有事の際にも極力事業継続が可能となるよう仕組みづくりを強化する。

⑥ 全軽自協の組織体制の強化

規程類の適切な運用や見直しにより組織体制の強化へとつなげる。

以上